○総務省令第

号

た 第 め、 雷 + 気 電 兀 通 号 気 信 通 事 業 信 \mathcal{O} 事 法 業 部 及 法 U \mathcal{O} 施 施 玉 行 立 行 規 12 研 則 伴 究 等 開 1 ` \mathcal{O} 発 法 及 部 人 び を 電 情 改 報 気 正 通 诵 す 信 信 る 研 事 省 究 業 令 機 法 を 構 次 昭 法 \mathcal{O} 和 \mathcal{O} よう __ 五. + 部 に 九 を 定 年 改 \Diamond 法 正 る。 す 律 る 第 法 八 + 律 六 号) 亚 成 \equiv を + 実 施 年 す 法 る 律

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

雷 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 省 令

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第 条 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 昭 和 六 + 年 郵 政 省 令 第 + 五. 号 \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 12 ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 下 線 を 含 む 以 下 同 ľ を 付 L 又 は 破 線 で 囲 W

だ 部 分 を _ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L 又 は 破 線 で 囲 W だ 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改

 \Diamond 改 正 後 欄 に 掲 げ る そ \mathcal{O} 標 記 部 分 に 重 傍 線 を 付 た 規 定 以 下 ک \mathcal{O} 条 に お 1 て 対 象 規 定 لح

いう。)は、これを加える。

通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないものの一から三十一までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電気通信設備を除く。)であつて、様式第四の表

7・ロ 略

供の用に供するものに限る。) 用設備(電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提用設備(電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話へ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話

[二・ホ 略

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。 第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項(同条第四項及び第五項において準用する場合 第1

(次に掲げる場合を除く。) ることを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行つた方法により設置した場合の 既に事業用電気通信設備の自己確認を行つた自己の電気通信設備の自己の事業の用に供す

イ 略

劣化させることとなる場合供の用に供するものに限る。)にあつては、接続品質、総合品質又はネットワーク品質を用設備(電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提口 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話

に該当する場合に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則別表条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信設備規則第三に該当する場合

略

三略

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)

略

げる書類に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。) 次に掲記機(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用

「イ〜ホ

略

「イ・ロ

同上

役務の提供の用に供するものに限る。)用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話

[二・ホ 同上]

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 [同上]

同上

[イ 同上]

ク品質を劣化させることとなる場合役務の提供の用に供するものに限る。)にあつては、接続品質、総合品質又はネットワー役務の提供の用に供するものに限る。)にあつては、接続品質、総合品質又はネットワー用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定するインターネットプロトコル電話ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話

二同上

[口 同上]

三 同上]

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 [同上]

[一同上]

次に掲げる書類項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第九条第一項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用一

[イ〜ホ 同上]

3 第五十九条の二 法第百六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、 第二十九条の四 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める番号、 [2 略] に掲げるものとする。 トの記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。 に掲げるものとする。 Ŧī. の他の符号) 十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第 十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第1 ものとする。 [一·二 略] 一・二 略] 法第百六十四条第二項第三号の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、次のいずれか 法第百六十四条第二項第二号の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、文字及びドッ 2 (ドメイン名電気通信役務等の範囲) 一・二 略] [十四 略] [十一・十二 略] 三 (認定電気通信番号使用計画に従つて使用することを要しない総務省令で定める番号) [六~九 略] 準拠したものに限る。)であつて、総務大臣が別に告示するもの 掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。) 項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則別表第一号に の他の符号 る書類 に掲げる書類 設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第六号 に掲げる書類 に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。) 次 に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。) 二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則別表第六号 [イ〜ニ 略] [イ~ハ 略] 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用 [イ〜ニ 略] 前各号に掲げるもののほか、電気通信番号計画に定める電気通信番号以外の番号、記号そ 国際電気通信連合が登録その他の処分を行う番号(国際電気通信連合条約に基づく勧告に 略 記号その他の符号は、次 次に掲げる 第五十九条の二 [同上] 次に掲げ 記号そ 次 第二十九条の四 3 [2] 同上] 組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。 十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第 十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二 五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用 のとする のとする。 [一・二 同上] [一・二 同上] [新設] [新設] 法第百六十四条第二項第三号の総務省令で定める電気通信番号は、次のいずれかに掲げるも [十四 同上] 法第百六十四条第二項第二号の総務省令で定める電気通信番号は、文字及びドットの記号の [一・二 同上] (ドメイン名電気通信役務等の範囲) [十一・十二 同上] [六~九 同上] (総務省令で定める基準に適合することを要しない電気通信番号 項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。) 二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第十条第一 第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。) 項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項 項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。) 設備(法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第十条第一 次に掲げる書類 [イ〜ニ 同上] [イ~ハ 同上] [イ〜ニ 同上] 次に掲げる書類 次に掲げる書類 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める電気通信番号は、次に掲げるも

[一~十三 略] 別表 電気通信役務の種類(第二十二条の二の三第一項第五号ロ関係)

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

二 無線・PHSインターネット専用サービス 三~十 信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。)の提供を受けないもの 電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通 四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯 線インターネット利用者設備」という。)によつて音声伝送役務(電気通信番号規則別表第 無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線 用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備(以下「無 に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務 設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供 携帯電話端末・PHS端末サービスの提供に

別表電気通信役務の種類(第二十二条の二の三第一項第五号ロ関係)

[一~十三 同上]

備考 同上

二 無線・PHSインターネット専用サービス 提供を受けることにより提供されるものに限る。)の提供を受けないもの 用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の 第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供されるものであつて、当該電気通信番号 線インターネット利用者設備」という。)によつて音声伝送役務(電気通信番号規則第九条 であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備(以下「無 に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務 設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供 無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線 携帯電話端末・PHS端末サービスの提供に

三~十 同上

様式第1(第4条第1項、第4条の2第1項関係)

電気通信事業登録(登録更新)申請書

园园

[1 點]

電気通信設備の概要

[(1)~(3) 器]

[注1~7 略]

H W は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語の例に 外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語 を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以 機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備 用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の 備(電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設 又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業 するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電話用設備 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル

ω

<u>[</u> 器

様式第4(第4条第3項第2号、 項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務

	そこ、9 重く第三人が	
	電気通信役務の種類	提供する役務
[1~7 略]		[略]
8 IP電話	当該IP電話の提供のために <u>電気通信番号規則別表第1号</u> 又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの	
	当該IP電話の提供のために <u>電気通信番号規則別表第1号</u> 又は第6号に掲げる <mark>電気通信番号を使用するもの以外のも</mark>	
	9	
[9~32 略]		[略]

[注1~10 略]

様式第8(第9条第1項、第60条の2関係)

電気通信事業届出書

様式第1(第4条第1項、第4条の2第1項関係)

電気通信事業登録(登録更新)申請書

[同左]

[1 同左]

0 [同左]

[(1)~(3) 同左]

[注1~7 同左]

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル の用語は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語 話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPH の例による。 信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これら S用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通 する事業用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電 話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供 務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電 備(電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設

 \Box 同左]

<u>[</u>注 同左]

第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2|様式第4(第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2 項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務

	電気通信役務の種類	提供する役務
[1~7 同左]]	[同左]
8 I P電話	当該IP電話の提供のために <u>電気通信番号規則第9条第1</u>	
	項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号	
	を使用するもの	
	当該 I P電話の提供のために <mark>電気通信番号規則第 9 条第 1</mark>	
	項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号	
	を使用するもの以外のもの	
[9~32 同左]	7	

[注1~10 同左]

様式第8(第9条第1項、第60条の2関係)

電気通信事業届出書

[悪]

[1 點]

限る。 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に 2

[(1)~(3) 器]

[注1~6 略]

بر ره は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語の例に 外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語 を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以 機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備 用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電話用設備 備(電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供 又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル

 \Box 器

[注 器

様式第9の8(第9条第8項関係)

電気通信設備の概要届出書

[注1 略]

設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提 デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用 設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合 の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備 (電気通信番号規則別表第1号に掲 この場合において、これらの用語は、 供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。 備をいう。以下同じ。)」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信 <u>げる固定電話番号を使用して</u>電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設 において使用する用語の例による 種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号

悉

様式第38の8(第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号ニ関係)

[同左] [1 同左]

[同左]

[(1)~(3) 同左]

[注1~6 同左]

の例による。 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設 の用語は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語 信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これら S用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通 話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPH する事業用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電 話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供 務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル (電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役

<u></u> 同左]

五 同左]

様式第9の8(第9条第8項関係)

電気通信設備の概要届出書

[同左]

[注1 同左]

電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第9条第1項第 ること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省 役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載す ル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送 備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコ 電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(アナログ電話用設 令第30号) において使用する用語の例による 1 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル 種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当 同左]

様式第38の8(第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号ニ関係)

電気通信事業一部認定申請書

[器]

[1 略]

0 電気通信設備の概要

[(1)~(3) 器]

[注1~7 略]

H W は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語の例に 外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語 を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以 機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備 用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の 又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業 するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電話用設備 備(電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル

[注 略]

様式第38の9(第40条の10第1項第2号関係)

電気通信事業変更登録申請書(変更届出

電気通信事業一部認定申請書

屋园

[1 略]

電気通信設備の概要

12

[(1)~(3) 器]

[注1~7 略]

外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語 を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以 機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備 用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の 又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供する事業 するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電話用設備 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル (電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供

電気通信事業一部認定申請書

[同左]

[1 同左]

[同左]

0

[(1)~(3) 同左]

[注1~7 同左]

の例による。 の用語は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語 信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これら S用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通 話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPH する事業用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電 話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供 務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル (電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役

[(4) 同左]

三 同左]

様式第38の9(第40条の10第1項第2号関係)

電気通信事業変更登録申請書(変更届出

電気通信事業一部認定申請書

[同左]

[1 同左]

[同左]

0

[(1)~(3) 同左]

[注1~7 同左] 話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPH 信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これら S用設備を除く。)をいう。)」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通 する事業用電気通信設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電 話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備(音声伝送役務の提供の用に供 務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。)」、「携帯電 通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル (電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は	[注 略]	[(4) 略]	たる。	は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語の例に
は注記である。	[注 同左]	[(4) 同左]	の例による。	の用語は、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)において使用する用語

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第

改 を 改 規 妆 改 定 応 正 正 次 条 後 正 後 \mathcal{O} L 以 欄 後 7 欄 表 電 欄 に 下 掲 12 12 気 ک 掲 げ 対 に ょ 通 象 掲 信 げ Ŋ \mathcal{O} る 規 そ る げ 条 事 定 改 業 規 る 12 \mathcal{O} 標 と t お 定 正 報 告 L \mathcal{O} 記 \mathcal{O} 前 1 7 7 部 傍 欄 規 \mathcal{O} ょ 分 線 移 12 則 う に を 掲 動 対 し、 付 げ に 昭 象 改 規 重 る 和 L 六 改 又 \Diamond 定 規 傍 __ 正 線 定 + は $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ そ と 後 破 \mathcal{O} 線 傍 年 欄 \mathcal{O} 1 う。 標 線 郵 に 重 で 掲 記 下 囲 を 政 部 省 げ 線 W 付 る だ 令 分 は を 含 第 対 が 部 又 異 そ 象 む 分 は 兀 0 規 破 + な \mathcal{O} \mathcal{O} 定 る 標 線 六 以 ょ 号 う 下 で ŧ 記 で \sum に 改 \mathcal{O} 部 井 は 分 改 \mathcal{O} λ \mathcal{O} 正 前 条 \Diamond だ 改 が ___ 欄 に 部 正 同 部 に 前 お 改 分 を $\sum_{}$ 欄 を \mathcal{O} 1 正 次 れ 7 前 ک 12 t \mathcal{O} 掲 欄 に ょ \mathcal{O} れ 同 う 対 げ は U 及 に 当 に 応 る \mathcal{U} 順 す 該 改 改 対 次 る 象 対 を 正 対 正 ŧ 後 応 す 規 象 付 欄 る。 す 定 規 \mathcal{O} L を る を た 定 に

掲

げ

7

1

な

1

t

 \mathcal{O}

は

ک

れ

を

加

え

る。

	改 正 後			改正前	
(電気通信役務契約等状況報告等)			(電気通信役務契約等状況報告等)		
XI	一月以り(兼弋育一第二長掲げる電気通信事業者は、	が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	第二条 [同上]		
第五第二表、様式第六及び様式第十五	の三の二によるものについては、一月以内(核式第一第二第一様式	每報告年度経過後二月第二 核式第四 核式			
以内)に、同表の報告対象役務の欄		末(様式第一第			
二表、様式第二、様式第四、様式第	様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものに	二によるものに			
ついては、当該報告年度末)の契約	1	気ディスクその			
他これに準ずるもの(以下「書面等	書面等」という。)により総務大臣に提出しなければならない	ればならない。			
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
[略]	[略]	[略]	[同 上]	[同上]	[同上]
IP電話(当該IP電話の提供の	IP電話を提供する電気通信事業者であ	様式第四及び	IP電話(当該IP電話の提供の	IP電話を提供する電気通信事業者であ	[同上]
ために電気通信番号規則(平成	つて、IP電話の提供のために電気通信	様式第五	ために電気通信番号規則(平成九	つて、IP電話の提供のために電気通信	
年総務省令第 号)別表第	番号規則別表第一号又は第六号に掲げる		年郵政省令第八十二号)第九条第	番号規則第九条第一項第一号又は第十条	
一号又は第六号に掲げる電気通信	電気通信番号の指定を受けたもの		一項第一号又は第十条第一項第二	第一項第二号に規定する電気通信番号の	
番号を使用するものに限る。)			号に規定する電気通信番号を使用	指定を受けたもの	
			するものに限る。)		
[略]	[略]	[略]	[同上]	[同上]	[同上]
[2 略]			[2 同上]		
3 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、	それぞれ同	表の様式番号の欄に掲	3 [同上]		
げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、	三月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役	?げる電気通信役			
務に関する当該報告年度の通信量等の状況について、	の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければ	提出しなければ			
ならない。					
報告対象役務	報告対象事業者	様式番号	報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
[略]	[略]	[略]	[同上]	[同上]	[同上]
IP電話(当該IP電話の提供の	IP電話を提供する電気通信事業者であ	様式第十六(IP電話(当該IP電話の提供の	IP電話を提供する電気通信事業者であ	[同上]
ために電気通信番号規則別表第一	つて、IP電話の提供のために電気通信	第一表に限	ために電気通信番号規則第九条第	つて、IP電話の提供のために電気通信	
号又は第六号に掲げる電気通信番	番号規則別表第一号又は第六号に掲げる	る。)	一項第一号又は第十条第一項第二	番号規則第九条第一項第一号又は第十条	
号を使用するものに限る。)	電気通信番号の指定を受けたもの		号に規定する電気通信番号を使用	第一項第二号に規定する電気通信番号の	
7	1	1	するものに限る。)	指定を受けたもの	
略	略	略		[同上]	同上
[4 略]			[4 同上]		
			急通		
第七条 削除			、再二尺で幾間なが電気通信事業者は、	の重段(从で「緊急重投」にいう。この一号規則第十一条各号に規定する電気通信	番号を用
			察機関、海上保安機関及び消防機関へ	の通報(以下「緊急通報」という。)の	取扱いを開

(電気通信番号の使用に関する報告)

信番号の使用に関する当該報告年度末の状況について、 に掲げる様式により、 ばならない。 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄 毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象番号の欄に掲げる電気通 書面等により総務大臣に提出しなけれ

	合に限る。)	た利用者設備識別番号(卸電気通他の電気通信事業者が指定を受け	この表において同じ。)	番号(電気通信番号規則別表第九章を対象を受けれる手書記の話別	和の旨官とそれに利用新段構裁り報告対象番号
使用する電気通信事業者条の二第三項の規定の適用を受けて条の二第三項の規定の適用を受けて	く。) 三項の規定の適用を受けた者を除	電気通信事業者(法第五十条の二第当該利用者設備識別番号を使用する		けた電気通信事業者	
	0=	及び様式第二十八の二		様式第二十八の二	様式番号

別表 電気通信役務の種類 (第四条の六関係)

[一~十六 略]

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送 るものに限る。)の提供を受けないもの は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供され 号を使用して提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又 トへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝 路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の いう。)によつて音声伝送役務(電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番 伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備(次号において「無線利用者設備」と 送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系 一十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネッ

> 書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は緊急通報 の取扱いを休止若しくは廃止するときも、 るときは、当該緊急通報の取扱いに関する事項について、 同様とする。 様式第二十六により、

(電気通信番号に関する使用状況報告

第八条 電気通信番号規則第九条第一項各号又は第十条第一項各号に規定する電気通信番号の指 を受けた電気通信番号等の当該報告年度末の使用状況について、 定を受けた電気通信事業者は、様式第二十八により、毎報告年度経過後三月以内に、 しなければならない。 書面等により総務大臣に提出 当該指定

別表 電気通信役務の種類 (第四条の六関係)

[一~十六 同上]

同上

一 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送 三~十一 同上] るものに限る。) の提供を受けないもの 番号を用いて提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又 いう。)によつて音声伝送役務(電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信 伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備(次号において「無線利用者設備」と 送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系 トへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝 二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネッ 路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供され

2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 2	日軸ケーブル、光ファイバケーブル等の別に項を設け記載すること。 [日軸ケーブル、光ファイバケーブル等の別に項を設け記載すること。 [日軸ケーブル
「4~8 同左」	

	520 (另 / 宋 郑]
	緊急通報の取扱い開始報告
	年 月 日
	取扱いを開始する緊急通報の種類
	事業者名
	緊急通報の取扱いを開始する年月日
	緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲
	緊急通報の取扱いの実施の方法
ı	
注1	1 取扱いを開始する緊急通報の種類は、「警察機関への通報」、「海上保安機関への通
	報」又は「消防機関への通報」のいずれかとし、その種類ごとに別葉とすること。
2	「緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲」の欄は、「加入電話」、「中継電話」、「I
	P 電話」、「公衆電話」、「携帯電話」、「PHS」、「総合デジタル通信サービス」等
	と記載することとし、緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲が、一つのサービスの一部
	である場合は「IP電話(〜に限る。)」又は「IP電話(〜を除く。)」のように、緊
	急通報の取扱いを行うサービスの範囲が明確となるように記載すること。
ω	「緊急通報の取扱いの実施の方法」の欄は、電気通信役務の提供を受ける者が緊急通報に
	係る電気通信番号をダイヤルしてから当該緊急通報を受信する機関に接続されるまでの手
	順、その他緊急通報に関する機能について記載すること。
4	報告した事項を変更するときは「開始」を「変更」と、緊急通報の取扱いを休止するとき
	は「開始」を「休止」と、緊急通報の取扱いを廃止するときは「開始」を「廃止」として
	提出すること。
51	用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第27の3(第7条の5関係)「wヿ

注1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第1号に 掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用 設備、携帯電話用設備及びPHS用設備ごとに別葉とすること。

| 1

3 「ネットワーク品質」の欄及び「ファクシミリによる送受信の品質」の欄は、<u>電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して</u>電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

[4・5 略]

様式第27の3(第7条の5関係)

[同左]

注1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、<u>電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて</u>電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備ごとに別葉とすること。

[2 同左]

、 「ネットワーク品質」の欄及び「ファクシミリによる送受信の品質」の欄は、<u>電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて</u>電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しな

[4・5 同左]

様式第28(第8条関係)

第1表

電気通信番号の使用に関する報告

(自らが指定を受けた番号 (0AB~J) /番号使用状況

年3月31日現在

法人番号 事業者名

中 番号 番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5) うち うち うち うち ち利用 卸電 電話
 (1)
 (2)
 (3)
 (4)
 (5)
 5
 5
 ログ デジ 電話 ヤル 見えな 信役 役務 アナ 総合 IP ダイ 者から 気通 転送 電話 タル 通信 使用 れるも 番号 号使 番号 使用さ 係る る番 イン | で形が | 端に | に係 のの数 使用 用数 番号未使用数 使用数 の数 番号末いもの に係る||定のな 信役務 使用予 電気通続的に うち囲 うち永 休 止 ポータ 係る番 ピアイ ズビ 缃 声 中中

を受けている場合に限り提出すること。 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の指定

- 0 「番号区画」の欄は、総務大臣が電気通信番号計画で定める番号区画に従い記載するこ
- のを除く。)を記載すること。 のの数(番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているも 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者が使用しているも
- 4 「うちダイヤルイン番号使用数」の欄は、利用者の回線契約数を超えて最終利用者に付 与している電気通信番号の数を記載すること。
- から見えない形で使用されている電気通信番号の数を記載すること 「うち利用者から見えない形で使用されるものの数」の欄は、呼の転送のために利用者
- の電気通信事業者に卸電気通信役務により提供しているものであつて、最終利用者が使用 「うち卸電気通信役務に係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、他

様式第28(第8条関係)

第1表

電気通信番号の使用状況報告(0AB~J番号)

年3月31日現在

中 母番号 区 画 相相 かなア ナログ ジタル通信 P電話 うち総合デ う ち I サーバス 番号使用数 ルイン番号 ポータビリ 使用数 うちダイヤ ٧ ティ使用数 が番号 用数 番号未使 番号体 合計

注 1 電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号について記載する

0 「番号区画」の欄は、総務大臣が<u>告示</u>で定める番号区画ごとの区分に従い記載する

のの数を記載すること。 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者<u>に付与</u>しているも

与している電気通信番号の数を記載すること。 「うちダイヤルイン番号使用数」の欄は、利用者の回線契約数を超えて最終利用者に付

用いられている電気通信番号の数を記載すること。 「うち番号ポータビリティ使用数」の欄は、呼の転送のために利用者から見えない形で

いものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していな

6

の数を記載すること <u>たものであつて、</u>利用者の混乱回避等の観点から<u>一定期間新たな</u>付与をしていないもの 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者による利用が終了

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

 ∞

しているものの数を記載すること。

- 「うち電話転送役務に係る番号使用数」の欄は、電話転送役務(発信転送(利用者の端末設備等に着信した通信(電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を着信先とするものを含む。)について、当該端末設備等を識別する利用者設備識別番号に発信元を変更し、又は新たに設定して、当該利用者が指定する端末設備等に自動的に転送すること)または着信転送(利用者の端末設備等に着信した通信(利用者設備識別番号を着信先とするものに限る。)について、発信先を当該利用者があらかじめ指定した電気通信番号に変更(電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を設定することを含む。)し、当該発信先に自動的に転送すること)を行う機能の提供に係る電気通信役務をいう。)に係る番号使用数(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。)を記載すること。
- 3 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。
- 9 「うち卸電気通信役務に係る番号未使用数」の欄は、「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務に係るものの数を記載すること。
- 10 「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。
- 11 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないものの数を記載すること。
- 12 「番号ポータビリティに係る番号の数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番ポータビリティにより他の電気通信事業者が使用しているものの数を記載すること。
- 13 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信番号の使用に関する報告

(自らが指定を受けた番号(0AB~J以外)/番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名

				別供数	番号の種 うち卸提	電気通信 番号使用数 番	
				数	うち提供	番号未使用数	
		の数	のないもの	に使用予定	うち提供 うち永続的 数		
					数	番号休止	法人番号
			用数	係る番号使	ビリティに	番号ポータ FMCサー	番号
				番号使用数	ビリティに ビスに係る	FMCサー	

中

注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号以外の電気通信番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

0

- 「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(090)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(020)」、「普声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること
- 3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。番号ボータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。)の数を記載すること。
- 4 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。
- 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。
- 「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。

第2表

電気通信番号の使用状況報告(0AB~J番号以外)

事業者名

年3月31日現在

使用数	用数				
スに係る番号	ティに係る番号使	休止数	使用数	使用数	の種別
FMCサービ	番号ポータビリ FMCサー	番号	番号未	番号	電気通信番号
	I				

1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

- ? 「電気通信番号の種別」の欄は、「091」、「070/080/090」、「020C」(Cは0及ひ4を除く十進数字とする。)、「0204」、「881」、「0600」、「050」又は「0AB0」を記載すること。
- 3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与しているもの(電気通信番号規則第20条第1号に規定する措置に係るものを除く。)の数を記載する
- 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。
- 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者による利用が終了 したものであつて、利用者の混乱回避等の観点から一定期間新たな付与をしていないものの数を記載すること。
- 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則第20条第2号に規定する措置に係る電気通信番号の数を記載すること。
- 「FMCサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則第9条第2項又は第10条第2項に規定する電気通信役務に係る電気通信番号の数を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

 ∞

- 7 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないものの数を記載すること。
- 8 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。
- 9 「FMCサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則別表第4号又は第6号に掲げる電気通信番号を同規則別表第7号に掲げるFMC電話番号と同じ電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために使用する場合の当該電気通信番号の数を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第3表 電気通信番号の種別 電気通信番号の使用に関する報告 番号ポータビリティに (番号ポータビリティ実施状況) **保**るポートイン数 法人番号 事業者名 番号ポータビリティに 係るポートアウト数 年3月31日まで 年4月1日から

同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号、 XIX

- 0 電話番号(070/080/090)」を記載すること。 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB~J)」又は「音声伝送携帯
- 気通信事業者から報告対象事業者に契約を変更した数を記載すること。 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、番号ポータビリティにより他の電
- 対象事業者から他の電気通信事業者に契約を変更した数を記載すること。 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、番号ポータビリティにより報告
- 業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウ に係るポートアウト数として含めること。 ト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティ 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする

第3表

電気通信番号の使用状況報告(電気通信事業者間移転番号)

番号ポータビリティに係るポートイン数 番号ポータビリティに係るポートアウト数

年3月31日まで 年4月1日から

電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号について記載すること。

0

- 事業者へ変更した数を記載すること 気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者から報告対象の電気通信 伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はPHSの電 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系
- 電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を報告対象の電気通信事業者から他の電気通 系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はPHSの 信事業者へ変更した数を記載すること。 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末
- 業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウ トアウト数として含めること。 ト数を自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポー 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

[新設]

电阳彩达汉3507延庆	より提供する番号数	は八笛り	型儿学来自石
雪	卸電気通信役務に	千人 朱中	卸牛重拳夹皮
- 号	法人番号		
.名	事業者名		
年3月31日現在			
	(卸電気通信役務(0AB~J)の提供状況)	(卸電気通信役務((
	电外通信笛など反用に囲りの数日	世外 垣 旧 軍 つく	

- 注1 本様式は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合に限り提出すること。
- 「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(以下「卸先事業者」という。)について、卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。
 「卸電気通信役務により提供する番号数」の欄は、卸先事業者ごとに、卸電気通信役務
- 3 「卸電気通信役務により提供する番号数」の欄は、卸先事業者ごとに、卸電気通信役務により提供した電気通信番号の数を記載すること。
- 「電話転送役務の提供」の欄は、卸先事業者に対し、電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。)を提供している場合に「〇」を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

Ŋ

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			俚切り	相目に乗り	1000年中					
			4	4年7年	新工車業				5 目)	
					番号使用数				5が指定を	電気通
			数	うち卸提供	麥				受けていない	信番号の使り
			役務の数	うち卸提供 うち電話転送		法	丰		(自らが指定を受けていない番号/番号使用状況)	電気通信番号の使用に関する報告
			使用剱		米 中 十	法人番号	事業者名		用状況)	
				土土				年3月		
				合計				年3月31日現在		
								Ħ,		

電気通

- 1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号($0\,AB\sim J$)」、「付加的役務電話番号($0\,1\,2\,0$)」、「付加的役務電話番号($0\,1\,7\,0$)」、「付加的役務電話番号($0\,1\,7\,0$)」、「付加的役務電話番号($0\,1\,8\,0$)」、「付加的役務電話番号($0\,5\,7\,0$)」、「付加的役務電話番号($0\,8\,0\,0$)」、「付加的役務電話番号($0\,2\,0\,1$)」、「付加的役務電話番号($0\,2\,0\,1$)」、「一方伝送携帯電話番号($0\,2\,0\,1$)」、「特定 I P電話番号($0\,2\,0\,1$)」、「FMC電話番号($0\,6\,0\,0$)」又は「特定接続電話番号($0\,1\,0\,1$ 0)」を記載すること。
- 「卸元事業者名」の欄は、報告対象事業者に卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者について、その氏名又は名称を記載すること。
- 「番号使用数」の欄は、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から 卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。)の数を記載すること。
- 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数を記載すること。
- 「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者に対し、電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。)を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。
- 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること、
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第1表

[新設]

電気通信番号の使用に関する報告 (みなし認定/番号使用状況)

事業者名

年3月31日現在

法人番号

電気通信番号

紳

亭

魚 \mathbb{H} 数

合計		の種別	世外国に軍な
			軍
		うち卸提供数	万灰川数
		审为不厌用数	**************************************
		洲勺	本票
			▶ #

- 注1 続電話番号(91CDE)」を記載すること。 番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(020)」、 180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800 「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB~J)」、「付加的役務電話
- 3 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信 2 「番号使用数」の欄は、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から 数を記載すること。 卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。)の
- 事業者に提供した電気通信番号の数を記載すること。
- 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

Ŋ

				合計
収収に多久のたり	I FBX O /C H	別表第2	別表第1	电从四旧面 5、/1里/7
中 終 了 浜 田一 木 口	希 毎一キロ	番号使用計画	標準電気通信番号使用計画	雪気温信来号の番別
	法人番号			
	事業者名			
年3月31日現在				
	計画作成状況)	気通信番号使用	(みなし認定/電気通信番号使用計画作成状況)	
	トる報告	電気通信番号の使用に関する報告	電気通信番	
				第2表

注1 「電気通信番号の種別」の欄は、電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別

(付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容を含む。)を記載

2 「標準電気通信番号使用計画」の欄は、対応する標準電気通信番号使用計画の該当する

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

欄に「〇」と記載すること。

かいと。

様式第29(第9条関係) 電気通信番号の種別 話番号 維忠 番号 携帯電話番 務電話番号 電話番号 電話番号 付加的役 特定 I P 熊徽耳出 固定電話 特定接続 音声伝送 FMC電 **番**号 まる電気通信 GHJ9 1 CD E か 岩岩 600から始 50から始ま 番号 は90から始 70、80又 ABOから始 ABCDEF ら始まる電気 まる電気通信 る電気通信番 番串 204から始 まる電気通信 通信番号 まる電気通信 電気通信番号の使用状況報告等 電気通信番号 自社が指定を受けた 番号使用数 るものの数 使用されてい 見えない形で 最終利用者に 機能等により うち呼転送 他事業者が指定を 受けた電気通信番 3 社の最終利用者 るものの数 リティにより自 に使用されてい 番号ポータビ 法人番号 事業者名 (1) - (2) + (3)通信番号数 件 算定対象電気 月末現在 様式第29(第9条関係) 別 電気通信番号の種 電気通信番号 規則第9条第1 電気通信番号 項の電気通信番 通信番号 項第3号の電気 気通信番号 項第2号の電気 信番号 規則第9条第1 始まる電気通 項第1号の電気 規則第9条第1 GHJ 項の電気通信番 始まる電気通 規則第5条第1 02 Y 1 Y 2 から 規則第5条第2 ら始まる電気 規則第9条第1 から始まる電 電気通信番号 204から始まる 電気通信番号 ABCDEF 電気通信番号 70、80又は90 電気通信番号 91 C D E から 電気通信番号 0091 N₁ N₂か 電気通信番号 00 X₁ X₂ 又は0 信番号 電気通信番号の使用状汎報告等 自社が指定を受けた 他事業者が指 電気通信番号 番号使用数 ひせる 用いられてい 見えない形で 最終利用者に 機能等により うち呼転送 気通信番号 定を受けた電 9 れているも の最終利用 者に用いら により自社 タビリティ 番号ボー 4 侢 気通信番号数 算定対象電 月末現在

事 業 用 電 気 通 信 設 備 規 則 \mathcal{O} ___ 部 改 正

第 \equiv 条 事 業 用 電 気 通 信 設 備 規 則 昭 和 六 + 年 郵 政 省 令第三十 号) ∅– 部 を 次 0 ょ う に 改 正 す る。

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う ĺZ 改 8 る。

次

 \mathcal{O}

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規

定

の傍

線

を

付

L

た 部

分をこ

れに

順

次

対応

す

る

改

正後

欄

に掲げ

四 [同上]	四 メタルインターネットプロトコル電話用設備に関する前号の呼び返しを行う場合にあつて
[一~三 同上]	[一~三 略]
V.	V.
いう。)を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならな	いう。)を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならな
、海上保安機関又は消防機関(以下「警察機関等」という。)への通報(以下「緊急通報」と	、海上保安機関又は消防機関(以下「警察機関等」という。)への通報(以下「緊急通報」と
第三十五条の二の四 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関	第三十五条の二の四 電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関
(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)	(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)
ところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。	従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。
間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示する	点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに
信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)との	用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)との間の分界
を用いた総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通	を用いた総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使
業用電気通信設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコル	業用電気通信設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコル
通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と他の電気通信事業者の事	通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と他の電気通信事業者の事
等との間の分界点(以下この条において「端末設備等分界点」という。)相互間及び当該電気	等との間の分界点(以下この条において「端末設備等分界点」という。)相互間及び当該電気
プロトコル電話用設備と当該メタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備	プロトコル電話用設備と当該メタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備
第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネット	第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネット
(ネットワーク品質)	(ネットワーク品質)
設置されるものを除く。)と同一の構内に設置されるものをいう。	除く。)と同一の構内に設置されるものをいう。
に設置される電気通信設備の機器(専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために	通信設備の機器(専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを
気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。) との接続を行うため	するインターネットプロトコル電話用設備に限る。)との接続を行うために設置される電気
第	一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役終
タルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタ	ターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用
ネットプロトコル電話用設備に限る。)であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備(メ	ロトコル電話用設備に限る。)であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備(メタルイン
規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインター	規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプ
電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号	ネットプロト
十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備(メタルインターネットプロトコル	十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備(メタルインターネットプロトコル
[十~十二 同上]	[十~十二 略]
ネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備をいう。	プロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備をいう。
号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインター	号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネット
送役務の提供の用に供するものに限る。)、電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二	送役務の提供の用に供するものに限る。)、電気通信番号規則(平成 年総務省令第
九 「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備(音声伝	九 「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備(音声伝
[一~八 同上]	[一~八 略]
2 [同上]	2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。
第三条 [同上]	第三条 [略]
(定義)	(定義)
改正前	改正後
=	11.

次に掲げる機能を有すること。

掲げる緊急通報番号を送信する機能 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則別表第十二号に

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するもので|第三十五条の六 なければならない。

[一~三 略]

う場合にあつては、次に掲げる機能を有すること。 インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返しを行

掲げる緊急通報番号を送信する機能 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則別表第十二号に

「ロ~ホ 略

(適用の範囲)

第三十五条の八 ターネットプロトコル電話用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)につ いて適用する 電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するイン この款の規定(第三十五条の十第三項及び第三十五条の十五の二を除く。)は

(接続品質)

第三十五条の十 略

3 び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。 た事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第一号中 定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続し 「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と電気通信番号規則別表第一号に掲げる固

(特定端末設備

第三十五条の十五の二 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則別表 条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、 読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。 話用設備(特定端末設備に限る。)について準用する。この場合において、端末規則第三十五 第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電 「事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十五条の十五の二において 「第四章から前章」とあるの

第三十五条の十八 プロトコル携帯電話用設備(携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコ 気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。)に接続する端末設備等(インターネット 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備(電

> イ 規定する電気通信番号を送信する機能 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一条各号に

同上

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

[]~三 同上]

兀 同上]

イ 規定する電気通信番号を送信する機能 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一条各号に

[ロ~ホ 同上

(適用の範囲)

第三十五条の八 この款の規定(第三十五条の十第三項及び第三十五条の十五の二を除く。) は 、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供 じ。)について適用する。 するインターネットプロトコル電話用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同

(接続品質)

第三十五条の十 同上

[2 同上]

3 第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、 を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条 規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備 第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるもの 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一項第一号に

(特定端末設備

第三十五条の十五の二 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則第九 とあるのは「事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十五条の十五の二 第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、 トコル電話用設備(特定端末設備に限る。)について準用する。この場合において、 条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロ において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。 「第四章から前章」

第三十五条の十八 プロトコル携帯電話用設備(携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコ 気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。)に接続する端末設備等(インターネット 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備(電

回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。
定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)における通話品質に関し、あらかじめ基準を声伝送携帯電話番号を使用するものをいう。以下同じ。)に接続するものを除く。)相互間のルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則別表第四号に掲げる音

2 略

(適用の範囲)

備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。)について適用する。 気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備と終の提供の用に供する事業用電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。)は、音声伝送

进記品質

第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。 第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る) 第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る) 第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

用する。 電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準第三十六条の八(第三十五条の二の六の規定は、電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP

(特定端末設備)

十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。 第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。 第三 第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「 おいて、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「 こ線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第一号に掲げる第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備(第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備(

(接続品質)

第四十四条 [略]

|用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用 | ②2 前項(第一号を除く。)の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使 | 2

継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。整端末設備等と国際中を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中の通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)における通話品質に関し、あらかじめ基準規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。)に接続するものを除く。)相互間ルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に

[2 同上]

(適用の範囲)

る。 第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。) について適用する。 第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。) について適用すべ終の提供の用に供する事業用電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信の提供の用に供する事業用電気通信設備(特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。) は、音声伝送

(通話品質)

第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

て準用する。

「で進用する。

(特定端末設備)

(接続品質

第四十四条 [同上]

信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質につ2 前項(第一号を除く。)の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通

する。この場合において、前項中「二線式アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信 設備」と、 「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十五条 略

 $\frac{2}{3}$ 略

- 4 用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、 及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業 定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供する コル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。 用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話 インターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条の二 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規 「当該メタルインターネットプロト
- 5 別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコ ル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則

5

(アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備)

- 第五十四条 第三十五条 (第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二から第三十五条の二の 」と読み替えるものとする。 メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と トコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置する 三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲 ついて準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に 「電気通信番号」と、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロ 「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備
- 2 ル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。 別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコ 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則 2
- 3 先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。 て電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先通信の優 第三十五条の二の五の規定は、 電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用し

いて準用する。この場合において、前項中「二線式アナログ電話用設備」とあるのは「事業用 電気通信設備」と、 「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。

第四十五条 同上

 $\frac{2}{3}$ 同上

第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネット コル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、 提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、 定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を トプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。 は「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロト 五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるの プロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。 (アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備) 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則 「当該メタルインターネッ 第三十

第五十四条 第三十五条 (第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二から第三十五条の二の 設備」と、 あるのは「電気通信番号」と、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネ 用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」と 三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第 設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信 ットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中 通信設備」と読み替えるものとする。 一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話 「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気

- 第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネット プロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則
- 3 号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先 通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。 第三十五条の二の五の規定は、 電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番

備考 表中の の記載は注記である

(端末設備等規則の一部改正)

第

次

 \mathcal{O}

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げる

規

定

の傍

線を付し

た

部分をこ

れ

に

順

次対応

す

る

改

正

後 欄

に掲げ

兀 条 端 末 設 備 等 規 則 昭 和 六 + 年 郵 政 省 令第三十一 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ように 改 正 す る。

る 規 定 0) 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ うに 改 8 る。

	備考 表中の [] の記載は注記である。
(定義) (定法) (定法) (定法) (定義) (定法) (定法)	(定義) (定義)
改正前	改正後

第 __ 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 の 一 部 改 正

第 五. 条 第 --- 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 平 成 十 十 二 年 郵 政 省 令 第六十 . 匹 号) の 一 部 を次 0 ように

改正する。

次 \mathcal{O} 表 12 ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍線 を付 L た 部分をこれ に 対 応 する改 正 後 欄 に 掲 げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

		改正				直直
(機能)				(機能)		
第四条 法第三-	十三条第四項第	法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表	次の表の上欄及び中欄のとお	第四条 [同上]	古	
りとし、それご	てれの機能に対	りとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれ	設備及びこれの附属設備			
並びにこれらを設置する土地及び施設	を設置する土地	(以下「対象設備等」という。)	とする。			
機能の	の区分	内容	対象設備	機能	能の区分	内容
[略]	[略]	[略]	[略]	[旧山]	[旧斗]	[恒上]
二 端末系	[略]	[略]	[略]	二 端末系		[同上]
交換機能	番号ポータビ	番号ポータビリティを実現するため、第		交換機能	番号ポータビ	番号ポータビリティ(利用者が
	リティ機能	一種指定加入者交換機において、第一種			リティ機能	用者に係る端末系伝送路設備を識別する
		指定端末系伝送路設備を識別するための				ための電気通信番号を変更することなく
		電気通信番号により、他の電気通信事業				電気通信役務の提供を受ける電気通信
		者が設置する交換等設備に直接収容され				業者を変更することができることを
		た固定端末系伝送路設備(その一端が特				う。) を実現するため、第一種指定加入
		定の場所に設置される利用者の電気通信				者交換機において、第一種指定端末系伝
		設備に接続される伝送路設備をいう。)				送路設備を識別するための電気通信番号
		又は当該他の電気通信事業者が設置する				により、他の電気通信事業者が設置する
		交換等設備を識別する機能				交換等設備に直接収容された固定端末系
						伝送路設備(その一端が特定の場所に設
						置される利用者の電気通信設備に接続
						れる伝送路設備をいう。)又は当該
						電気通信事業者が設置する交換等設備
						識別する機能
	[略]	[略]			[同上]	[同上]
[略]		[略]	[略]	[同上]		[同上]

基 礎 的 電 気 通 信 役 務 \mathcal{O} 提 供 に 係 る 交 付 金 及 び 負 担 金 算 定 等 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

第 六 条 基 礎 的 電 気 通 信 役 務 \mathcal{O} 提 供 に 係 る 交 付 金 及 び 負 担 金 算 定 築 規 則 平 成 + 兀 年 総 務 省 令 第 六 +

四号)の一部を次のように改正する。

し、 後 そ 7 欄 次 改 掲 \mathcal{O} に \mathcal{O} 標 げ 掲 正 表 後 記 る げ 12 欄 そ る ょ 部 分 に ŋ \mathcal{O} 規 掲 標 定 が げ 異 改 記 \mathcal{O} 傍 る な 部 正 る 線 対 分 前 象 に 二 を 欄 ŧ 付 規 \mathcal{O} に 定 掲 は 重 L 又 げ で 改 傍 改 線 は る 正 破 規 を 正 前 前 欄 付 線 定 欄 に \mathcal{O} L で 傍 に た 撂 用 \sum げ 線 規 λ だ れ る 定 を に 部 付 対 象 以 分 対 L 下 応 規 又 \mathcal{O} す ک 定 ょ は る を う 破 \mathcal{O} ŧ 改 条 線 に 改 \mathcal{O} 正 12 で を 後 お 开 \Diamond 掲 欄 λ 1 げ 7 改 だ 12 7 部 掲 \neg 正 1 げ 前 分 対 な る 象 欄 を ک 1 対 規 及 ŧ 定 象 \mathcal{U} れ 改 \mathcal{O} 規 に は 定 と 対 正 لح 後 応 1 欄 う す L 7 る れ 12 を 移 改 対 加 応 動 は 正

36

え

る。

は注記である。	備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。
注1 1の項及び2の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信 事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別 するための電気通信番号が続くものに限る。 2 10の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供 する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。	 <u>る電気通信番号の種別をいう。</u> <u>2</u> 8(1)の項及び2)の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号が続くものに限る。 <u>2 の項</u>に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信後務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。
10 電気通信番号規則第10条第1項第3 ABODEFGHJXはABODEFGHJK 号に規定する電気通信番号 [新設]	<u>注1</u> 電気通信番号の種別は電気通信番号規則(平成 年総務省令第 号)別表に掲げ

総 務 省 関 係 法 令 12 係 る 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 ∅)— 部 改

正

第 七 条 総 務 省 関 係 法 令 に 係 る 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 平

成 + 五 年 総 務 省 令 第 兀 + 八 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 スを これ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ うに 改 め る。

/ ; ±=	別 カ 雷 表	
備考 表中の [] の記載は	(第三条関係) 表(第三条関係) 法令名 [略] 電気通信事業法(昭和五十 九年法律第八十六号) 電気通信番号規則(平成 年総務省令第 号)	
の記載は注記である。	条項 「略」 条項 「略」 条項 条第一項及び第二項(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第二項、第十六条第一項及び第三項(同項については、第百二十二条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条の六第三項において準用する場合を含む。)、第百二十二条第三項において準用する場合を含む。)、第百二十二条第三項並びに第百七十二条第一項 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」 「略」	改 正 後
	[同上] [同上] [同上] [同上] [同上] [同上] [同上] [同上]	改正前

(端 末 機 器 \mathcal{O} 技 術 基 潍 適 合 認 定 等 に 関 す る 規 則 ∅→ 部 改 正

第 八 条 端 末 機 器 \mathcal{O} 技 術 基 準 適 合 認 定 等 12 関 す る 規 則 平 成 +六 年 総 務 省 · 令 第 十 五 号) ∅– 部 を 次 \mathcal{O}

ように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 する 改 正 後欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ように 改 め る。

改 正 後	改正前
第三条(法第五十三条第一項の総務省令で定める種類の端末設備の幾器は、欠の備末幾器とす 第三条(対象とする端末機器) (対:	おご条 「司上] (対象とする端末機器)
[一 略]	[一 同上]
二 インターネットプロトコル電話用設備(電話用設備(電気通信番号規則(平成 年総務	二 インターネットプロトコル電話用設備(電話用設備(電気通信番号規則(平成九年郵政省
省令第号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に	令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務
供するものに限る。)であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインター	の用に供するものに限る。)であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてイ
ネットプロトコルを使用するものをいう。)に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電	ンターネットプロトコルを使用するものをいう。)に接続される電話機、構内交換設備、ボ
話装置、符号変換装置(インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置を	タン電話装置、符号変換装置(インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する
いう。)、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器	装置をいう。)、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器
三 インターネットプロトコル移動電話用設備(移動電話用設備(電気通信番号規則別表第四	三 インターネットプロトコル移動電話用設備(移動電話用設備(電気通信番号規則第九条第
号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限	一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限
る。)であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコ	る。)であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコ
ルを使用するものをいう。)に接続される端末機器	ルを使用するものをいう。)に接続される端末機器
[四~六 略]	[四~六 同上]
[2 略]	[2 同上]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

有 線 般 放 送 \mathcal{O} 品 質 に 関 す る 技 術 基 準 を 定 \emptyset る 省 令 \mathcal{O} __ 部 改 正

第 九 条 有 線 般 放 送 \mathcal{O} 묘 質 に 関 す る 技 術 基 潍 を 定 \Diamond る 省 令 平 成二十三年 総 務 省 令 第 九 + 五 号) \mathcal{O}

一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た 部 分 たこ れ に . 対 応 する改 正 後 欄 に 掲 げ る規

定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の [] の記載は注記である。	(定義) (定義)	改正後
	い 十六条までに規定する条件に適合したネットワークを用いて伝送する方式をいう。 三 設備を識別するために用いる電気通信番号をいう。以下同じ。)により第二十三条から第二 信 使用して伝送される放送(以下「IP放送」という。)を第二十一条のIPアドレス(受信 第二条 [同上] (定義)	改正前

第二 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 の 一 部 改 Ē

第 + 条 第二 種 指 定 電 気 通 信 設 備 接 続 料 規 則 平 成二 + 八 年 -総 務 省 令第三十一 号) の 一 部 を次 のよう

に改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍線 を付 L た 部分をこ れ に 順 次 対 応する 改 正 後欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付付 L た 部 分 \mathcal{O} ように 改 め る。

改正後	考 表中の「 一の記載は生紀である。 著号ボータビリティ転送機能 「特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して で換機を介して他事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備ではいて電気通信番号を使用して ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備ではいて電気通信番号を使用して ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備ではいて電気通信番号を使用して ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備であり。)により、電気通信を第二種指定中継 気通信を第二種指定中継でりる電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信 で換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能 する通信を第二種指定中継での伝送交換機能 特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して ロー・二 同上] 「一・二 同上] 「一・二 同上] 「一・二 同上] 「一・二 同上] 「四、ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行 で力れる文字の伝送交換を行う機能 特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行 われる文字の伝送交換を行う機能 特定移動端末設備間において電気通信設備接続料規則 「一・二 同上] 「一・二 同上] 「1)の記載は生紀である。	第四条 法第三十四条第三項第一号ロの総務省令で定める機能は、に応じ、当該各号に定めるものとする。 「一・二 略」 三 番号ポータビリティ転送機能 番号ポータビリティにより、 電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備間にな 交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能 で換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能 で換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能 でわれる文字の伝送交換を行う機能 「つわれる文字の伝送交換を行う機能	
	正 後 改 正		

附則

第 律 条 平 成 \equiv \mathcal{O} + 省 年 令 法 は 律 第二 電 気 + 通 兀 信 号 。 事 業 以 法 下 及 \mathcal{U} \neg 改 玉 $\frac{1}{\sqrt{L}}$ 正 法 研 究 لح 開 1 発 う。 法 人 情 附 報 則 通 第 信 研 ___ 条 究 第二 機 構 号 法 に \mathcal{O} 掲 __ げ 部 る を 規 改 定 正 す \mathcal{O} る 施 行 法

の日(平成年月日)から施行する。

第二 条 \mathcal{O} 省 令 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 電 気 通 信 事 業 報 告 規 則 第 八 条 \mathcal{O} 規 定 は 報 告 期 限 が 平. 成 三 一 十 二 年 兀

月 日 以 後 で あ る 報 告 か 5 適 用 し、 同 日 前 \mathcal{O} 報 告 に 0 1 て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。